

▲県消費生活センターに寄せられた 有田市民の運輸・通信サービスの

ネッ

っていたなどのケースもありま1個だけ購入するはずが、定期ットショッピングでのトラブル

定期購入

ル

ても自分で解決しに飛びつくのは気

は危険。

放置して 場合も

残って

いたカード情報でゲ

トフォンを子どもが

あり

いたスマートフォンります。それは詐!

は詐欺では

なく、

いルス

いんですね。 ルしてしまって、ちゃんと読んスマートフォンだとページをスサイトには明記されているので

、ージをスク

V) [

です

の請求がくる

課金を

フォンの置き場所にも注意が必要です。

したというものでした。スマ

消費生活相談

相談内容 通信サービスが最多!

相談件数

成28年度に有田市にお住ま 31 サの 方

普及してからは女性の方も多くなってき

大人の男性でしたが、

スマ

トフォン

身に覚えのないところから料金の請求が

画面に出ているボタンを押

ンクリック詐欺に注意

くるワンクリ

ック詐欺。

以前は、

被害にあわ

ħ

る方の多くは

ルで相談されたのは17年16件。また、県の消費において運輸・通信サービスのトラブルで相談などのが市の消費を表している。

タ

まったり てしまう

れたのは177件中73件で輸・通信サービスのトラブた、県の消費生活センター

ノルで相談を 約半数が通

一数が通信

をしています。
連信サービスに関するわせても全相談件数の

がけな

トラブル

数

の消費生活相談にお

、て通信

ラブルで相談されたのは

身近なトラブ

ス マ お h 使 いオ のン

されて ひそむ危険性や注意する点などをう いま れている渡辺さんに、ネット時代に消費生活相談員として10年以上活動 た。 か

沿 皆様

のでふいに当たってしまうました。スマートフォンは は放っておくことです。 請求が来たことに驚いて電話をしてし すると、 人もいます。 相手から脅されて支払っ こんな時の ンは画面が小さい んです ね。

わた なべ ふ み 渡辺 富美 氏

現在有田市で行っている消費生活相 談の担当相談員をされている。なお、 NPO法人消費者サポートネット和 歌山で消費生活相談員としても活躍 されている。



判断するのは難しいです。何でも安易ですが、向こう側の人が良い人なのかインターネットはとても便利なもの トラブルにならないために トラブ ルがあ

困ったときの相談先 (無料)

■専門相談員による相談 每週月曜日 有田市役所2階人権相談室

毎週火曜日 湯浅駅前多目的広場 每週木曜日 広川町役場1階相談室 毎月第1金曜日 有田川町役場 清水行政局 毎月第2~5金曜日 有田川町役場 金屋庁舎

- 13:00~16:00
- ▼電話 消費者ホットライン Tel 局番なし「188」

■有田市役所消費生活相談窓口

問 産業振興課(Tel83-0225・内線275)

■和歌山県消費生活センター

▼相談日時 月~金曜日 9:00~17:00

▼電話相談 土・日 10:00~16:00

▼電話 073-433-1551

※相談日はいずれも祝日・年末年始を除きます。

■IPA情報処理推進機構 情報セキュリティ安心相談窓口

https://www.ipa.go.jp/security/anshin/

「自分だけは大丈夫」 にひそむキケン

インターネットを使っていて困ったことはありません か?スマートフォンが普及し、便利になった一方で、危 険にもさらされることも多くなりました。

現在使っている人も、今から使う人も、上手な利用に ついて考えていきましょう。



ネット利用者





子どもたちも巻き込まれているんです

平成28年7月に、教育委員会、PTA連合会・小中校長会が連携して、市内の小・ 中学生全員を対象にインターネット・スマートフォンの利用に関するアンケートを 実施しました。アンケート結果の一部を紹介します。

Q、あなたがこれまでに経験したことを選んでください

- ①出会い系サイトやアダルトサイトから利用を求めるメールがとどいた
- ②有料サイトの利用料金について、身に覚えのない支払を求められた
- ③ネットにはまりすぎて、勉強が手につかなくなったり、寝不足になったりした

小学4~6年生 中学1~3年生 568人 734人

① 10人 ① 35人 10人 ② 24人

> (3) ③ 148人 51人 ④ 24人 15人

④ネットで知り合った見ず知らずの人と会ったことがある

ルールをつくって安全に

アンケート結果より、何らかの困り事を経験したことがある子どもがいたにも 関わらず、そのうち保護者に相談しているのはわずか1割弱

ネットの被害から子どもを守るためにも、家庭でのルールづくりや保護者の注 意は欠かせません。

市内のお子さんがいるご家庭は、スマートフォンの利用についてどのように気 をつけているのでしょうか。

石井さん親子にお話をうかがいました。

わが家のルール

- ①トラブルがあったと きは、まず相談する
- ②使用場所はリビング
- ③夜10時以降はスマホ を触らない

す。ルールを守って、上手にスまって、使いすぎになりがちでがあるのですぐ時間がたってしスマホは便利で楽しいアプリ ホを利用したいです。 ってし



石井佐和さん 咲子さん親子 中学1年牛

ルがあります。睡眠をしっかグにスマホを置いていくルーまた、夜10時以降はリビン す を求めて欲しい

いのはワンクリック詐欺などネットを楽しんでいます。怖娘は家のWi--Fiを使って、 の トラブルです。請求画面が 一欲しいと伝えていまかがらずに親に助け

③ ARIDA 2017. 5